

〈研究ノート〉

改訂幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」についての考察

— 就学移行期に見られる児童の人間関係の育ちを廻る事例から —

小 藺 江 幸 子

(2017年10月1日受理)

要 旨

平成29年3月、30年度から施行される改訂幼稚園教育要領、保育所保育指針が告示された。今回新規に初等教育への移行時の共通理解のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が掲げられ、その受け止めと理解のしかたについて、小1プロブレムに関わる事例を取り上げながら、幼児期と就学前後の発達の移行と教育内容の連続性の必要性について論じた。幼児期の育ちに対して到達点を設けてそれを目指す幼児教育ではなく、幼児期の育ちの現実の姿を共有して子どもたちの最善の利益を目指すためには、遊びを通して教育する視点を就学後にも継続して設けることを提案するものである。

キーワード 改訂幼稚園教育要領、教育基本法、小1プロブレム、人間関係
「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

I. 問題と目的

1. 平成29年幼稚園教育要領改訂に対する問題提起

平成29年3月に幼稚園教育要領ならびに保育所保育指針が改訂、告示され、平成30年度から実施の運びとなる。改訂幼稚園教育要領は新たに前文が設けられ、第1章総則の内容が8項目に拡大されて提起された。

新たに付け加えられた前文では、まず、平成18年制定の教育基本法第1条の教育の目的についての「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す」¹⁾を掲げ、次に教育の目標としての第2条5項目の全文を掲げている。①幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。②個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与

1

する態度を養うこと。④生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。⑤伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと²⁾、という5点である。これは教育の内容に踏み込み、介入している部分であると平成18年の制定時に問題になった箇所であり、その後の小中学校の教育において道德教育の教科化、そして今回はこの道德を教科として教師からの評価の対象にすることで議論的になっており、その道德教科化の根拠とされる、多くの問題を孕む箇所でもある。

何よりも問題なのは、この5項目が、義務教育段階ではまだしも、幼児の教育や保育には全く馴染まないどころか、弊害さえ予測される内容である点である。これまでの幼稚園教育要領では幼児教育の特性が考慮され、現場の保育者が受け入れがたいと感じるような教育内容への介入は大してなされて来なかったのではないか。ところが、平成18年の教育基本法改訂において、第11条として新項目を設けて、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興につとめなければならない」³⁾と幼児教育の公教育としての重要性が学校教育のなかに位置付けられたことを皮切りにして、今回の幼稚園教育要領への教育基本法本文の持ち込みに至ったと考えられる。

そして、平成29年度日本保育学会70回大会の要領改訂についてのシンポジウムで小川博久先生はじめ複数の発言者が取り上げたことでもあるが、今回の改訂で一定の現役保育者たちに困惑が見られる「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が第1章総則の第2項として掲げられた。「幼稚園においては、生きる力の基礎を育む」ために次の3点の「資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする」という前置きに続いて教育のねらいと内容に基づく活動全体によって育まれるべき資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が示された。そして教育要領に示す「ねらいと内容に基づいて活動全体を通して資質・能力が育まれている幼稚園終了時の具体的姿、教師が指導を行う際に考慮」すべき姿として以下の10点を示した。

- (1) 健康な心と体：幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになる。
- (2) 自立心：身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
- (3) 協同性：友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現にむけて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感を持ってやり遂げるようになる。
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え：友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、決まりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを作ったり、守ったりするようになる。
- (5) 社会生活との関わり：家族を大切にしようとする気持ちを持つとともに、地域の身近な

人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝えあったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

- (6) 思考力の芽生え：身近な事象に積極的に関わる中で、ものの性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをより良いものにするようになる。
 - (7) 自然との関わり・生命尊重：自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちかえらるようになる。
 - (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚：遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字に親しむ経験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
 - (9) 言葉による伝え合い：先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
 - (10) 豊かな感性と表現：心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。
- 以上の10点が就学までに育つことが望ましい10の姿である。

さて、今回の教育要領改訂に先立ち、平成26年度中教審答申「初等中等教育における基準等の在り方について」では、子ども達の今後の育ちを考えていくための背景として、従来の考え方では立ち行かなくなっている急激な情報環境の変化と経済社会や労働環境のグローバル化について言及している。そしてそれらに対応する教育方法としての、アクティブラーニングや対話的な深い学び等が提起されているのだが、これらは、教育条件整備権を超えた教育内容に対する言及であるばかりでなく、現場の教育方法に対する言及であるように見える。それだけでなく、社会的な背景としての情動的環境や経済的環境、労働環境の変化やそれらが全てにわたってグローバル化している現状を追認することは致し方ないとしても、その解決方法としての教育、保育、幼児教育分野への丸投げとも受け取れる方向性の示し方について、現場の教員の立場から見た場合に看過することができない。子ども達を取り巻く社会では情報量が激増し、学校教育ですべてを教えることはもはや限界に近いのかもしれない。

子どもを廻る様々な貧困はもはや家庭での養育に、子どもたちの、物事への関心・意欲・態度の基盤の形成を期待することが困難な局面を迎えようとしているのかもしれない。しかし、平成29年度からアクティブラーニングという言葉に代わって出てきた「対話的で深い学び」という方法のみを極端に用いて、基礎的な知識の教授を軽んじるような事態がおこった時、子ども達を、初等教育の時期から知識を身につけて情報を操作する側に立つ層と、操作された情報を自分の力で利用する方法を身につけただけの層に分化させてしまう結果をも招きかねないことを筆者は危惧する。対話的で深い学びについては疑いようのない優れた方法論であると言えるし、無論それ自身が子ども達の知識欲を二分してしまう元凶になるとは言えない。しかしこの方法が機械的に使われ、一人歩きしてしまった時に、すべての国民が主権者で、文化的な最低限度の生活を営む権利を持つという、憲法上の国民主権や基本的人権の基盤を揺るがす結果にも繋がっていくことは危ぶまれる。旧教育基本法では「憲法の平和主義が確かに実現されるためには教育の力に待つ」と明記されていたが、現教育基本法とそれに基づく今回の教育要領の改訂により、教育方法が基礎的な知識・学力の習得の軽視や内容の削減に傾くようなことが出てくると、教育の場を使って、将来の情報を管理する側の層と、もう一方の管理された情報を利用するばかりの側の層を結果として作り出してしまうことにならないか、危惧されるところである。

本来は教育内容も教育方法も、基本的に子ども達の最善の利益を追求する教師集団の裁量性に任されるべきものであり、教師集団の裁量性は最大限に尊重されなければならないと筆者は考える。そこで本稿においては、実例に基づいて就学前後の子ども達のもつ問題点についてその原因を分析しながら、幼稚園、保育所と小学校との連携の仕方と、主に人間関係領域における保育内容、教育内容の提案を試みたいと思う。

2. 幼稚園教育要領改訂と小1プロブレムの背景

今回、本論文論点として取り上げるのは、幼児期から就学期の移行段階に目立つ小1プロブレムの問題である。幼児期に保育所や幼稚園で初めて集団生活を経験した子どもたちにおいて、就学して現れる見逃せない問題点に小1プロブレムがある。小1プロブレムについては多くの研究が進められてきたが、原因解明を試みた先行研究として、長谷部、大西等(2015)は首都圏の保育者からの聞き取り調査により、小1プロブレムの背景要因として①目的調整力の低さ②内発的活力の弱さ③行動・防衛体力の弱さ④生命維持力の低さの4点を抽出し、その要因として、幼児の育ちの過程で養育者との相互作用により自分を調整する力が十分育っていない現状⁴⁾について言及している。また、大前(2016)は小学校教員からの聞き取り調査⁵⁾の結果から、幼児期の自立がキーワードであるとし、家庭教育の充実が図られ、就学前教育と小学校教育の連携が図られている場合には、不適応行動は出ない、という報告を取り上げている。大前の導き出した方向は今回の改訂幼稚園教育要領の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と連動する内容だといえよう。しかし、この「育ってほしい10の姿」について、筆者は家庭教育の充実のための保護者支援と幼稚園や保育所での教育活動に対してだけ、その任を負わせることは妥当ではないと考え、この仮説をもとに望まし

い解決方法を導き出すことを目的として本研究を進めていくことにする。

II. 研究方法

2016年の「学習指導要領改訂の方向性とアクティブラーニング」中教審答申では、子ども達の育ちをめぐる社会的な背景について、IT化による情報取得の劇的変化と情報量の増大、経済世界の先行きの不透明さとそれに伴う労働環境のグローバル化の必要が強調され、「対話的で深い学び」の強調がなされている。筆者は保育並びに幼児教育は子どもたちの現状に立脚して個々の最恵モデル^{注1)}を探る営みであると考えてるので、幼小のより望ましい接続について考察するために、当面の小1プロブレムおよび幼稚園・保育所・こども園から小学校への移行期の現状について、就学前後の子ども達の事例を挙げながら、検討及び提案していくことにする。

- ・ 事例観察の期間：平成23年～29年
- ・ 事例観察の場所：首都圏の保育所、幼稚園、小学校、保育者養成専門学校 保育者養成短期大学、保健相談所のそれぞれの相談室
- ・ 観 察 方 法：児童の直接観察、保育者や教員とのコンサルテーションによるエピソードの取得 保護者との相談活動によるエピソードの取得

(1) において幼児期にみられる問題点の諸相としてとりあげた a、b、c、d、e の事例は親子の人間関係の成立に困難が大きく、保育者の支援が親支援で精一杯で、幼児教育本来の視点からの教育を行うことが難しかったケースを取り上げた。(2) は小学1年生の小1プロブレムに通じる事例 A、B、C、D と不適応 E の事例を取り上げ、就学以前の保育者達の奮闘が推測されるものの、「育っていい10の姿」に近づくにはほど遠いと感じられた事例を取り上げた。事例、およびエピソードを提供いただいた当事者の方々に、不確定の未来において就学移行期問題の研究の俎上に乗り役立っていただく可能性について、了解を得ているケースと、そこまでたどり着いていないケースが含まれている。そのため、エピソードの表現の仕方に特定の情報に結びつかないように文脈に差しさわりのない程度の置き換えを行っていることをお断りしておく。

III. 結果と考察

1. 事例の分析

(1) 幼児期に見える問題点の諸相

① 保護者の持ち物として扱われている疑いのある子どもの事例

・ a 児の例

保健所3歳児検診で心理相談に回ってきた事例である。a 児は男児なのであるが、カール

した長いヘアスタイルにフリルのついたスカートといういで立ちである。相談員の立場である筆者がa児の母親にその男児の女装の訳を尋ねてみたところ、女の子に生まれてほしかった、女の子を育てたいので、この子には女の子になってもらう、という返答であった。母親自身がどのようにして自分が女性であることを理解し、母親になったのか考えてもらったが、考えたことがないという素朴な返事が返ってきた。自分の性別についての理解や実感は外からの働きかけで決められることではなく、その人自身の実感により見極められなければならないことであり、事実を全く無視して子どもに合わない環境を設定した場合には将来子どもの内面において混乱を来たすリスクが高まること、本人の幸せにはつながりにくいことなど時間をかけて説明する必要があるがあった。子どもを一個の主体的な存在と捉えられない親の幼い自己中心性を突き付けられた事例であった。

・ b児の例

幼稚園の入園準備をひかえた母子の相談事例である。b児は3歳になるところだが、落ち着きなくよく動き回るため、母親とのコミュニケーションが母からの一方的な指示に偏りがちであり、しかもその効果が認められないとの母からの訴えで筆者への相談が始まった。趣旨は、きちんとしつけてくれる幼稚園に入園させて行動にまとまりのある子どもに仕立て上げたいので、厳しい入園審査を通過するためのノウハウ求めたい、というものである。b児にとって今必要なことは「大人と1対1で向き合って信頼関係を成立させ、保育者の指示を受け止めたいと思わせてくれる保育者と出会うこと」であり、「他者である幼児たちとの生活を楽しいと感じて受け入れられるような集団生活を提供できる園がふさわしい」ことを母親と合意形成していく必要があるがあった。b児のコミュニケーションは目に入るものすべてを触り引っ張り出しては放置、を繰り返す状態で、まだ人間関係にも物との関わりにも双方向性が見えてこない状態なのであるが、保護者の発想もb児と同様に一方的で、就学移行期の育ちが心配された事例である。

a、b児の事例の分析

2、3歳児の幼稚園選びに際して災害等の事態をみこして、自宅からの通園時間や物理的距離を重要な条件として考えることは幼稚園選びの基本であると考えられてきたが、最近の相談で目立つことは、親の側のニーズを優先させようとする保護者の傾向である。給食の完備、スクールバスの設置、稽古事を延長保育で兼ねてしまいたい要望の増加、保護者の嗜好の満足のために、幼児をピアスや他のアクセサリなどで装飾的に利用する傾向、英才教育への子どもの個性を無視した志向など、枚挙にいとまがない。

また、断乳やトイレトレーニングなど、それぞれの年齢で取り組まれるべき「発達課題への意図的なチャレンジの欠如」による基本的な生活習慣や身辺自立の課題の積み残し状態での入園はこの10年で刮目すべき社会現象にまでなった。子どもは育てるべき存在であるという意識が希薄になり、保護者の快適な職業生活や日常生活のスムーズな進行が優先され、子どもに手をかけるべきタイミングを逸してしまうケースは増えている。その結果、集団生活の開始までに、尿意や便意を自覚してトイレで排泄する、自分で自分の食事を食べようとする、といった幼児期前期の発達課題である「自律性」^{注2)}が不十分な状態の新入園児が続

出することになってしまっている。

② 家族形態の変化の著しさ

・ c 児の例

c 児の父親と母親は専門学校の同級生である。学業半ばでの本児の誕生となり、父母の両親の助けを借りての学業の成就是できたが、父母が就業してからの折り合いができずに、c 児の養育は父方の祖父母が引き受けることになり、離婚して母親は家を出てしまった。保育所の保育士達は、母の日のイベントの構成はc 児の為に避けて通るなど、c 児が自分の境遇を受け入れやすいように工夫をこらしている。

・ d 児の例

d 児の母親はd 児の出産のために高校を中退せざるを得なかった。母親は自分の親を頼ることができずにd 児と二人暮らしをしている。父親は働きながら、ときどき訪れるのだが、母子の生活費は週に数千円父親から手渡される程度である。ミルクとおむつ代でほとんどが消えてしまう。当初両親の年齢はまだ祖父母の庇護と支援を受けるべき状況であるため、生活保護の受給は困難だといわれたが、福祉課の援助をうけて期限付きで母子支援施設を利用できるようになった。母親が就労しても、しなくても、本児の育児は困難を極めることが心配された事例である。

・ e 児の例

e 児は3歳を目前にして保育所の入所を断られ続けるという相談のあった幼児である。明らかな発達障がいの様子ではない。しかし、他者が嫌がることや迷惑だと感じるようなことを傍若無人に行ってしまう。母親は貴金属のバイヤーで買い付け等のために世界中を飛び回るといふ働き方でとにかく忙しく、本児の養育はベビーシッターにそのほとんどを任せてきてしまった。母親は息子が心配でかわいくてたまらないのだが、気持ちが通じ合わないという困難を抱えている。保育園での要支援の申請文書を作成して保育園入園のために行政に働きかけた。本児にとって、気持ちの通じ合える保育士と出会うことが、喫緊で肝要な事例であった。

c、d、e 児の事例の分析

青年期の性意識や性行動の急激な変化により、予定外の未婚青少年の妊娠による学校生活の中止や若年夫婦による子育ては珍しいことではなくなってきた。短大や専門学校を出て就職したばかりの新任の保育者が高校時代の同級生の子女を保育する事態に遭遇するケースは珍しいことではない。この場合、あまりにも若年の両親は経済生活を維持することと、子どもを育てる家族としての人間関係を育てていく視点が貫徹し、離婚に至るケースが少なくない。文科省(2015)^{注3)}によれば、高校の中退者は4万9400人であり、1.4%が妊娠出産のための高校中退を余儀なくされているというデータがある。高校生の現状は出産すれば中退に追い込まれ、学業を継続したければ中絶せざるを得ないということになる。因みに2016年に10代の母親が出産した子どもはおよそ1万2000人である^{注4)}。このような場合、結婚に結びつかない時には、シングル親が就労と家事育児を引き受けての保育所の利用となるため、中卒のシングルマザーの子育ては、深夜に係る水商売や家庭での育児の断念など、

いわゆる子どもをめぐる貧困は多岐に渡ることになる。乳幼児期の子どもの育ちに焦点を当てるだけでなく、少年少女期の経済的貧困および人間関係、家族関係の困難や貧困への支援を確立していくことが、青少年の見通しを持った人生設計に結び付くのであるし、予期せぬ妊娠や無謀な出産を抑制することにつながることになる。それらが十分になされていない現在、保育所の利用者は、貧困にあえぐ家庭の子育てと、キャリアや専門職に恵まれた家庭の二層化が目立つ問題になっていると言える。つまり「育ってほしい10の姿」に手が届きそうな層と、困難を極めそうな層がすでに明らかに現れているということである。

(2) 小学校低学年に見る問題点の諸相

小学校新入学児童に見られた、教員の指示を受け止めることができずに自分勝手な行動しかできない状態を「小1プロブレム」と呼んできた。親の高学歴化による相対的な教員の権威の低下や、就学以前の幼児の園生活での大人の指示に従って行動する経験の不足等がその原因としてこれまでも挙げられてきた。また、大前(2015)は小1プロブレムの原因について、現職教員からの聞き取り調査の結果として、①家庭におけるしつけが十分ではないこと②児童に自分をコントロールする力が身につけていないこと③児童の自己中心的傾向が強いこと④幼稚園・保育所が児童を自由にさせすぎること⑤授業についてこれられない児童がいること⁶⁾の順に挙げている。本稿では母子分離の困難を特徴とする二つの事例を取り上げる。

① 母が付き添って行動しなければ家を出られない事例

A児は日常生活において全く母子分離ができないわけではない。現に幼稚園の2年間の登園は指したる困難もなしに通えていた。しかし、小学校に自ら登校することはできないのである。母親は、A児が母に対する愛着の延長上に担任教師を位置付けることができないための登校渋りであると予想し、担任に本児への目配りと言葉かけを依頼し、A児が安心するまで、授業中も付き添うことにした。ところが、A児には自律の兆しはなく、逆に授業への集中が薄れると、母親のひざに乗るなど、自分勝手に振る舞い、それが制限されそうになると「家に帰ろう」と母親を責め立てるようになってしまった。この家庭では、担任がA児を引き付ける存在になれないための現象だと捉え、転校を図ることで、事態の解決を図っている。

A児の事例の分析

担任は何度も1年生を担当したことのあるベテランで、児童と母親双方の立場に立って解決を図ることができる教員である。この事例でも、児童と担任の信頼関係が成立するまでの暫定的な措置として母親の付き添いを認めることにした。それがなければ家から出て学校へ向かうことが出来なかったためである。学校へ送り届ける役目を母親から父親に変更する事で学校生活への移行を図ろうとしたが、父親の協力を得ることが出来なかった。幼稚園では本児の気分や自発性に沿って生活を組み立て、活動への参加を待ち誘う余地があったため、園の努力や工夫は大きかったと推測されるが、とにかく年長児として卒園できている。小学校では担任のリード、指示に沿って児童が行動することが前提になっているので、児童のほうが担任の指示に沿って自己調整できなければならない。A児は入学までにそこに至らなかった。そのギャップを埋める活動期間と経験がA児には必要で、それは教員の指示を受け入

れて集団行動することを遊びを通して経験する事が本児には更に必要だったと考えられる。

② 母が付き添っていないと、他児への攻撃行動が止まない事例

B児も日常生活において母子分離は可能な児童である。就学前に2年間の幼稚園通園経過があるが、ここでは他児とのトラブルは多かったものの、保育者チームの連携により卒園まで漕ぎ着けている。小学校生活では、母親の付き添いがあれば、落ち着いて授業に参加できているものの、それができないところでは、トラブルが頻発してしまうため、補助者をつけて行動観察をしている。

B児の事例の分析

A児、B児、2例とも現象は母子分離の困難だが、母親の付き添いのないところでは、担任の指示に従って学校生活を円滑に営めない小1プロブレムに属する問題であると捉えられる。B児の場合には、他者との人間関係の持ち方に自己調整が効かない点が目立つ。他児の内面への無理解と自分勝手な思い込みからくる衝動性を伴う行動上の困難をもち、また他者から好意的に関わってもらうための人間関係の形成力はよく育っていない。母親の付き添いがあれば衝動性は調整されているのだが、付き添いをなくすと、途端に攻撃的な行動になり自己調整が効かなくなってしまうのである。これらが身につけていくためには、指導者から目の届くところで、友達と関わって楽しく遊べた経験、共通のイメージを持って友達と目的を果たす体験をもっとたくさん積む必要がある。この児童にとっては共同遊びからギャングエイジの遊び方に至る過程を指導者の見守りや介入を得ながら経験を積む必要がありそうだ。通常の幼稚園の保育期間内では達成できなかった事例であり、衝動性を伴う発達障がい疑われ、母親の協力を得なければ学校生活が成立しなかった事例である。小1プロブレムの研究では、2015長谷部等の現役保育者へのアンケート調査の分析により、心理的脆弱性、身体的脆弱性、心身の相対的な脆弱性について言及し、「小1プロブレム問題の子どもの行動の背後には、現在の幼児が既に発達初期過程の基礎的な部分で心身の脆弱性を抱えてしまっている危険性が考えられ、そこには気質の問題や発達障がいの増加の問題だけでは捉えきれない、生育環境の変化や養育者の子どもへの関わりの変化の問題抜きには説明できない問題が存在している」⁷⁾と結論づけている。B児の事例は、まさに心理的脆弱性と社会性の育ちに問題を持つ点が特徴的である。しかし、特殊な例と片付けてしまうわけにはいかない。母親も父親も独身時代と同じようにキャリアを追求するために、効率のよさと程遠く手間暇のかかる育児を外注して任せてしまう事態は今後少なからず出てきそうである。このような事例が珍しくない状態を予防していく必要を強く感じる。

③ 手慰みの作業や物への依存なしには教室にいられないC児

C児は入学当初から、脈絡なく他児をつついたり、叩いたりする行動が目立つ児童であった。担任教師は他の児童の学校での安全を図るため、席について自分で取り組める活動について探った結果、ハサミを用いての切り絵をして自分の席で終日過ごすことができるようになった。他の児童の安全を脅かす行動は減ったが、教師の主導する日常の学習への参加はほとんどないにも等しい。学級の子どもの大半はC児について変わった個性の持ち主だと理解して適度な距離をおいて寛容に付き合うことができるが、学級の中に、C児と行動

をともしなければ気が済まない児童が出てきた。そのため、この2名は授業に参加せずに専らハサミを用いての切り絵に終始したため、教科ごとの学習に参加することは難しくなってしまう。この事例はC児について保護者と面談を重ね、特別支援教育の必要性について検討することになった。

C児の事例の分析

C児について卒園幼稚園からは鍵になるような情報は得られていない。母は自分が叱りすぎたためにC児の行動に偏りが生まれてしまったと懸念してきた。小学校の担任は長年の経験と勘から家庭の育て方に問題があったのではなく、C児の難しい資質に保護者は苦勞してきたのではないかと考え、医療機関での受診を勧めた。その時点から、母親の表情には安堵感が感じられるようになったという。これは入学してから発達障がいが見いだされ、必要な手立てが考えられた例であるが、今後はもっとこのカテゴリーに属する問題は増えていくのではないだろうか。発達障がいの要素が環境的な条件によって強く現れたり、寛解状態になったりする様相は実際にはありふれたこととして実践者の間でも意図的には共有されていないことが多いと考えられる。保育者も小学校教員ももっとゆとりある省察の時間に恵まれるならば、環境要因と児童の発達障がいの要素の関係について、健常児にとっても有用な実践的な知見が得られることが期待される。これからの事例研究が増えることを期待したいと思う。

④ いつも行動をともしする児童なしには教室で過ごせないD児

C児とともに授業中の切り絵をするようになった児童がD児である。D児は他害行動こそないものの、教室ですわっていることが難しい児童である。そのため、頻尿の状態ではしばしばトイレに立つ行動が多く、腹痛を訴えて教室の外に出て帰ってこないことがある。担任に指示された保健室には行かずに廊下の隅で過ごしていたりする。しかし、D児とともに切り絵をしていることが許されるならば、教室にいたることができるという習性になっている。

D児の事例の分析

D児はC児と共にする教室内での行動は極めて小1プロブレムに近い様相だといえる。D児単独の行動から見えることは学校生活における集団行動への不適応だといってよい。担任教師が示す学習の内容や指示事項がD児の気分や欲求と合致するときには教師の指示に従って学習を進めることもできる。合致しないときには個別支援プログラムが必要になる。状況により要支援の状態が現れ、また健常そのものの様態も現れる。

⑤ 素のままの姿で学校生活を過ごすことが困難でカエルになって振舞い続けたE児

E児は幼稚園時代から集団行動が得意ではない。クラスのメンバーが皆食事の席についても、ひとりでゆっくり手を洗う行動に浸っているという具合である。一年生になっても行動の切り替えが俊敏ではないので、ともすればクラスメートからは「困った子、できない子」と色眼鏡で見られがちになる。意地の悪いことばやちょっかいを受けるようになり、おそらくそれらを躲すために「僕はカエルなの、ケロケロ」と振舞うようになった。E児に関わってくるクラスメートは面白がって穏やかに関わろうとする子どもだけになり、この児童はカエルになって振舞うという自分の機転でとりあえず安心して学校生活を過ごせるようになっ

た。E児は「自分は他の子どもとは違ったところがあって、皆と同じではない」という実感を持ち、他の皆とうまくやっていくためには相当な工夫が必要だと自分のことばで言えるようになった。しかし、この後、図書館主催の読書マラソンに嵌まり込み、友達作りに励むよりも、一人で読書することが多くなっていった。これにより学校生活への適応は一応順当にできるようになったが、社会性の育ちについては課題を残してしまった。

E児の事例の分析

E児の例は小1プロブレムの例ではないが、学校生活への不適応の気配と友達との人間関係の形成に不器用さと幼さが見られる。これは小学校生活で始まったことではなく、幼稚園での集団行動にも、その兆候は見られた。E児童は幼稚園時代から運動を苦手とし、意図しても俊敏な身のこなしにならないという特徴をもち、身体運動の協調性に困難をきたす幼児期の発達障がいの要素を持っていると思われた。父親は本児と体を動かして遊ぶことでこれらの問題を打開しようと努力したが、相撲、キャッチボールへの誘いは成功しなかった。良く馴染んだのはトランプ、人狼ゲームなどの卓上遊戯である。これらについては仲間を集めて友達付き合いができるコミュニティを作るようになっていったので、卓上の遊びであっても父親の提起した遊びはE児の社会性の育ちに寄与したと言える。

2. 事例の考察

幼児期の育ちの事例として保護者の子育ての価値観の影響が推測される事例a、bの2例、家族形態や保護者の労働形態からの影響が子の育ちへの影響が推測される事例をc、d、eの3例取り上げた。いずれも保育所や幼稚園に通園する期間に子どもの立場に立つ養育について強力な親支援を必要とし、尚且つそれまでの養育の不十分さを保育者の手で補いながら幼児期の真っ当な育ちを保障していかなければならない事例である。5例はそれぞれの育ちや抱える傾向や問題によって保育者の支援や保育の方向は異なる。しかしいずれも共通して言えることは、まず子ども達の愛着の対象になりその後の探索行動や活動のための精神的な安全基地として子どもを支えることである。保護者の親意識を支え励ましながらの親支援と同時進行でなされなければならない。その間、養育の不十分さから生じているかもしれない子どもの発達のゆがみや偏りをインクルージョンしながらの保育になる。改訂幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向かって保育者達は保護者との協力を取り付けながら、努力していくのであるが、容易なことではない。そしてそのような子ども達は幼児期の発達課題を積み残しながら義務教育に突入していくのである。

次に小学1年生の育ちの現状として、母子分離に困難を抱えるA、Bの2例、集団生活に不適応が推測されるC、D、Eの3例を取り上げた。いずれも前掲「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」には到底届いていない事例である。このような小学校入学時の姿、事態に困って「10の姿」として文科省から打ち出されてきたであろうことは容易に理解できる。

問題はこのような幼児や小学生の状態がそれほど特殊な例とは言えなくなっていることにあるのではないだろうか。今や、幼稚園での教育も保育所での保育も、教育的サービス

もしくは教育福祉的サービスをする機関として、これら教育・保育機関に通うことで親子がどれだけ満足感を得られるか、に焦点が当てられる時代になってきている。そしてそのような側面が強まってきているとするなら尚更、この「望ましい10の姿」はとても幼児教育や保育の期間だけでは担いきれないことであり、小学校での受け入れの初期活動の工夫も幼小の連携として必要なことになってくる。勿論これまでも互いに教員を派遣し合うこと、生活科の創設等、様々な試みがなされてきている。ここでさらに幼児期の活動の命ともいえる遊びしかも一斉的な集団活動としての遊びの共有を小学校生活の移行の時期に、できれば上級生の力も借りながら1年生が楽しく経験できたならば小学校での集団生活への適応は相当程度高まるのではないかと考えるに至った。

IV. まとめ

幼児期から、就学初期に向けて小1プロブレムに結びついていきそうな集団生活への不適応を呈する事例を検討してみた。今回取り上げた事例はすべて発達的な問題を含んだ事例になってしまったが、総じて言えることは、旧幼稚園教育要領にあるように「幼児期の教育は遊びをとっておこなう」という大綱は、健常児にも発達的に問題を持つ幼児にとっても極めて適切だということだ。しかし、健常児といえども幼児期にこの「遊びを通して人格的な成長をしていく」という課題をクリアしていない子どもが増えており、幼稚園や保育園の遊びだけでは、このような幼児たちのもつ課題は解決しそうにない。遊びを通して行う教育が必要な子どもが学童期にも引き継がれているように見える。これらの児童をすべて要支援児としてしまうと、あまりにも膨大な人数になってしまうので寛容な要支援体制をとることは困難な現状がある。幼稚園や保育所以外で過ごす乳幼児の生活時間が密室化しているだけでなく、スマホでのゲームの虜になる幼児が増えてその時間も増大し、両親の仕事と家事に追われる忙しさと相まって、子どもたちが直に人とかかわる経験が激減している現状がある。そのために、人間関係で鍛えられるべき側面がうまく育たず、発達障がいといえないまでもその要素を持ちながら成長していく児童が、特に対等な子ども同士の間人間関係が結ばずに数多く潜在していると考えたほうが妥当な現状があるのではないか。つまり、乳児期および幼児期の教育を担う保育者たちが、子どもの育ちに沿ってその力を引き出す保育に尽力しても、結果として、「就学前に育てほしい10の姿」には行きつかない児童が数多くいることが推定される。望ましい姿を目指して保育者が力を尽くしたとして、それらは実現できることであろうか。筆者に言わせれば極めて疑わしい。乳幼児の育ちは、あるべき姿に向かって教え込まれ、訓練されて整えられても、それは生きる力の基礎にはなり得ないからである。今、必要とされていることは、無論、発達障がいの診断のすそ野を広げることでもないし、目指すべき10の姿に向かって子ども達の行動を整えようとするということでもない。個々のこどもの育ちに沿って育つ芽を育み愛おしむ保育行為を続けてきた、これまでの保育者たちの営みにたいして、「まだ足りない、まだ不十分だ」と言い募る風潮を作ってしまうことになれば、戦後70年掛けて育て、北欧の教育や保育にも良い示唆を与えているといわれる日本の児童

中心主義の保育の伝統は廃れ、子どもと保育者たちを息苦しさに追い込む事態を招いてしまうことが懸念される。「育ってほしい10の姿」に届きそうにない脆弱な育ちの子どもたちをインクルージョンしながら現代の子どもの持つ弱点を補っていきける教育内容を用意することのほうが重要ではないのか。むしろ、幼児期の最終から小学1年生の開始期に教師が主導する楽しい集団遊びの経験を、期間をとって位置付け強化することのほうが有効だといえないだろうか。

パーテンは幼児期の遊びを発達的に順序づけ、並行遊び、連合遊び、協同遊びの時期⁸⁾とまとめた。そして通常ならば、就学期以降はギャングエイジとして指導者を必要とせず、子どもだけで徒党を組んで遊び社会性を鍛える行動が展開できる力が育つはずだった。旧保育所保育指針の発達過程においても、6歳児では協同遊びが出来るようになると明文化されている。この協同遊びが展開できるためには、他者とイメージの共有ができ、目的を共有して役割をとり、協力しながら様々な困難や問題を自分たちの力で解決していこうとする姿が含まれている。しかし実際にはこのような力をつけて就学していく幼児もいるのは確かだが、大多数に達しているとは言えないのではないかと。幼稚園、保育園生活の最終期間にクラスの皆で目的を共有して協力し合う集団経験を意図的に計画することは意義あることであろう。しかしそれは幼児期で完了することではなく、生涯を見通して目指したい姿であり、むしろ就学初期にも新たな環境で一定期間、遊びを通じた教育期間を設けることの方が現実的で効果を得やすい課題なのではないだろうか。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(3)に協同性として、「友達とかかわる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやりとげようになる」と掲げられているが、これまでも殆どの保育者は幼児期最後の子どもの姿をイメージして工夫し、努力して保育している。それでも様々な要因により達成できないので、小1プロブレムに現れるような問題になって現れてくるのである。このような課題を解決することを迫られ、保育者たちがこどもの発達を十分に尊重する余裕をもてずに「育ってほしい10の姿」に向かって形だけ整えようとするれば、子どもたちの持つ困難さはますます見えにくいものになってしまうだろう。この「10の姿」があくまで努力目標として大綱的に扱われることを切に懇請したい。子どもや保育者の達成評価や査定に利用されてはならないものである。そして個々の子どもの育ちに沿って遊びを通して教育する保育・および幼児教育の期間は短縮されてはならないのである。むしろ、生きる力の基礎を培う幼児期の外に、「望ましい就学前の姿」に整えていく期間を集団遊びの活用により設定することを提案したい。教育条件整備権は、子どもたちの健全な育ちを保証するためにも、遊びをとおして教育する体制を就学初期に重点的に組みこむことで、小1プロブレム、並びに学校生活への不適応を大きく減らすことができると考え、提案するものである。

脚注

注1) L. ヴィゴツキー「社会における精神」1978年に英訳された著書から人間発達における文化の役割が協調され、発達の最恵モデルの概念が広く知られるようになった

注2）E.H.エリクソン「幼児期と社会」から幼児前期の発達課題として自律性を挙げている

注3）文部科学省 年次基本調査 2015年による

注4）厚生労働省 衛生行政報告例 2016年による

引用文献

- 1) 文部科学省2006 教育基本法第1条
- 2) 文部科学省 前掲1) 第2条
- 3) 文部科学省 前掲1) 第11条
- 4) 長谷部比呂美、大西頼子他 「保育者評定による最近の幼児にみられる変化」ー小1プロブレムの背景要因ー 2015淑徳大学短期大学部研究紀要54号 p31
- 5) 大前暁政 「小1プロブレムに対応する就学前教育と小学校教育の連携に関する基礎的研究」 2016 京都文教大学研究紀要 p19
- 6) 大前暁政 前掲論文4) p23
- 7) 長谷部、大西等 前掲論文3) p45
- 8) Parten, M. B. social participation among preschool children 1932 p243 - 269